

令和7年度（豊川市）第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、豊川市内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

市内北部の広範囲が山間地であり、東西に渡り広範に生息している。農地は、尾根に囲まれた谷間の奥にまで広がっている地域もあり、山間地と密接しているため、農作物被害が深刻な地域も多い。また、市街地での出没も多発しており、住環境への影響も懸念される。

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンザルの分布域は、下図のとおり。

ニホンザルは基本的に群れ単位で行動する動物であるため、群れごとの管理方針を決定していくことが望ましい。愛知県が実施したアンケート調査及び聞き取り調査の結果は下図のとおりで、豊川市内には、8群が分布しているとされている。近年では、特に市内西部での目撃や被害報告が多い傾向である。

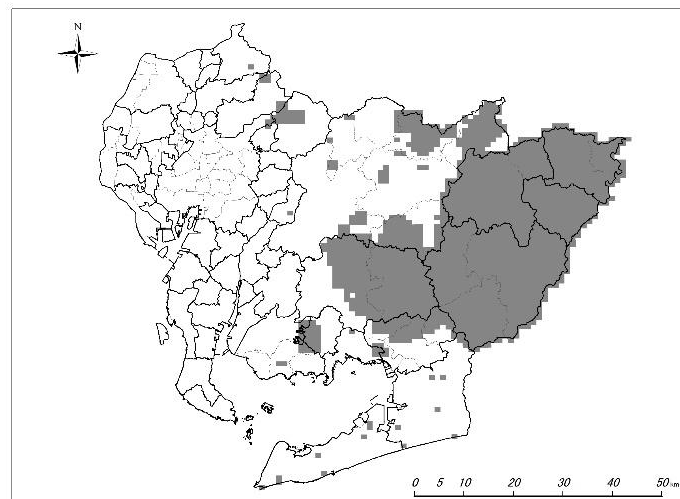


図 愛知県における分布域（R2 年度）

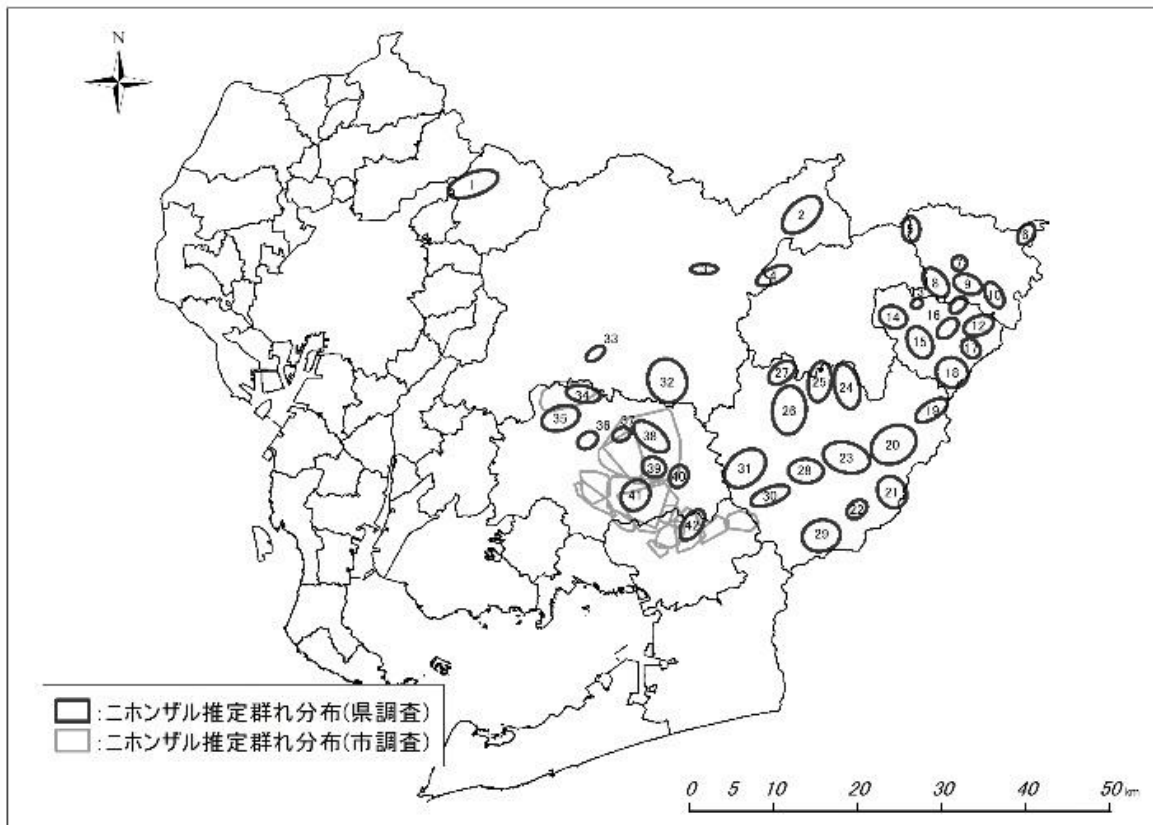
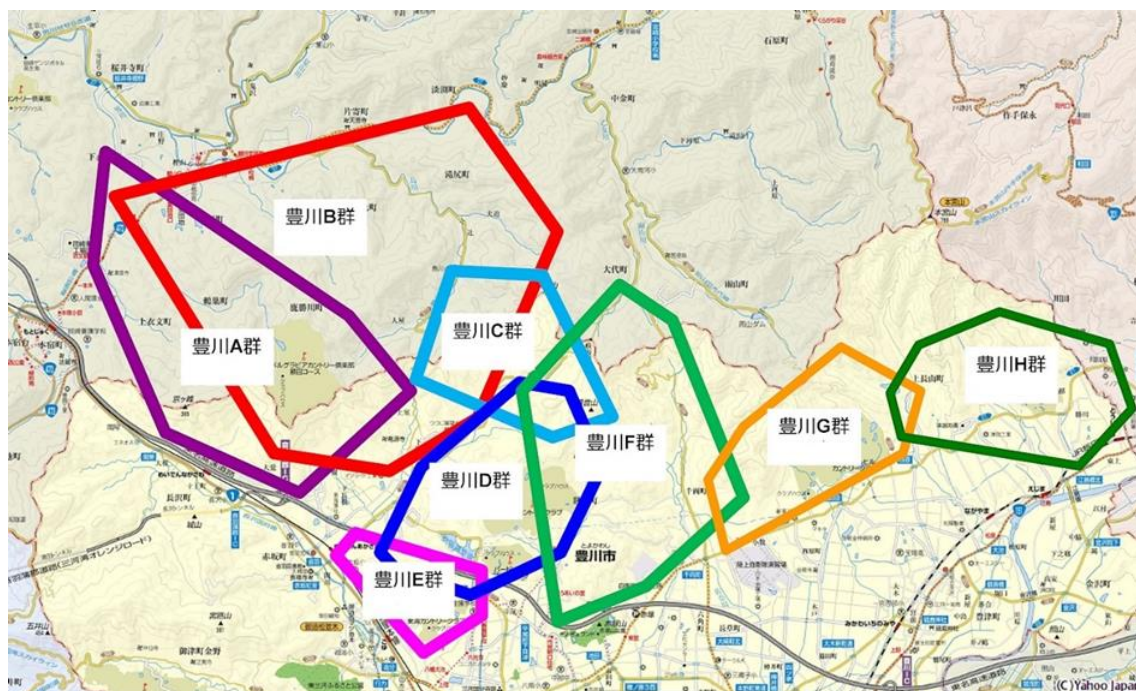


図 愛知県における群れの推定分布図 (R2 年度)

テレメトリー調査による群の行動範囲と群別頭数

	名称	A群	B群	C群	D群	E群	F群	G群	H群
令和5年度	推定頭数	49	42	39	93	21	19	20	14



(3) 被害の状況

ア 被害状況（市町村単位）

表 豊川市における被害の状況

	R3 年度			R4 年度			R5 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
豊川市	2	7	2,289	2	7	1,862	2	8	2,601
計	2	7	2,289	2	7	1,862	2	8	2,601

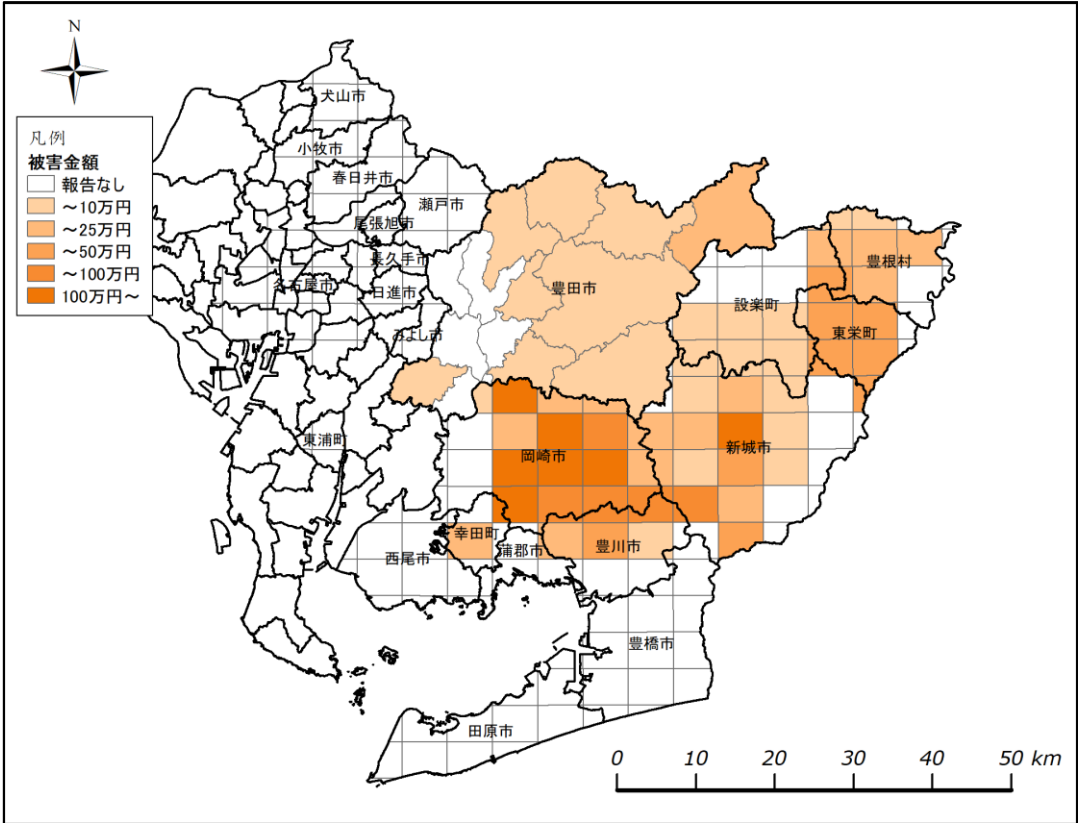


図 愛知県における農業被害額（R4 年度）

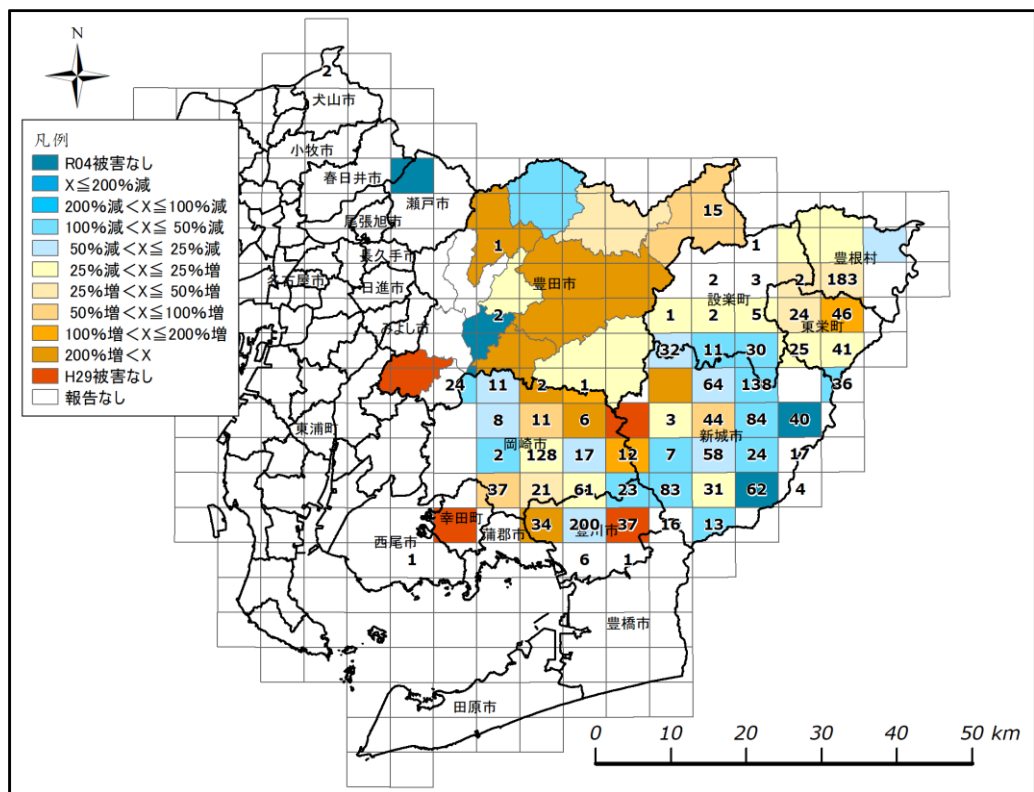


図 愛知県における農業被害額の変化（H29→R4 年度）

イ 加害レベルについて

群れで行動するニホンザルは、群れごとに個体数や加害の程度が異なるという特性を持つため、管理を行ううえで「加害レベル」という概念が示されている。

加害レベルとは、群れの出没頻度及び人への反応等の各指標を数値化し、その合算値をレベル判定表に照らし合わせ、群れの害性の度合を6段階で評価するものである。加害レベルの考え方及び判定表は下図のとおり。

図 ニホンザルの加害レベルに係る考え方について

レベル0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
レベル1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
レベル2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
レベル3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
レベル4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
レベル5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

表 加害レベル判定表

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落の農作物被害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、 人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかける時がある	2、3頭程度 of 出没が多い または群れのごく一部が出没	遠くにいても、 人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみかける
2	通年、週に1回程度 どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い または群れの一部が出没	遠くにいる場合逃げないが、 20m以内までは近づけない	大きな被害(生産量の10%程度)を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近く どこかの集落でみかける	10～20頭程度 of 出没が多い または群れの半数程度が出没	群れの中に、20mまで近づいても 逃げないサルがいる	甚大な被害(生産量の30%以上、または被害の精神的苦痛が大きい、被害者が怒っている、耕作を諦める)を受けている集落がある	器物を損壊する 倉庫に侵入する
4	通年、ほぼ毎日 どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多い または群れの全体(あるいは大半)が出没	10mまで近づいても逃げない、または 威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある、または行動域内の過半数の集落に甚大な被害が発生している	住居侵入が常態化 (繰り返し発生する)

それぞれの項目における判定は、現地調査（群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）や直接観察など）、アンケート調査（被害状況調査など）、群れの監視員など被害対策の従事者からの情報、専門家によるチェックといった方法（複数の方法が望ましい）での総合的な評価に基づいて行う。

表 群れの加害レベルとポイント

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）改定版・（2024年5月）」

(4) 対策の実施状況と評価

調査年 度	名 称	A群	B群	C群	D群	E群	F群	G群	H群
令和3 年度	頭数	49	42	39	93	21	19	20	14
	加害レ ベル	3	3	3	3	3	3	2	2
令和4 年度	頭数	49	42	39	93	21	19	20	14
	加害レ ベル	3	3	3	3	3	3	2	2
令和5 年度	頭数	49	42	39	93	21	19	20	14
	加害レ ベル	3	3	3	3	3	3	2	2

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和4年度の捕獲分布図は以下のとおり。

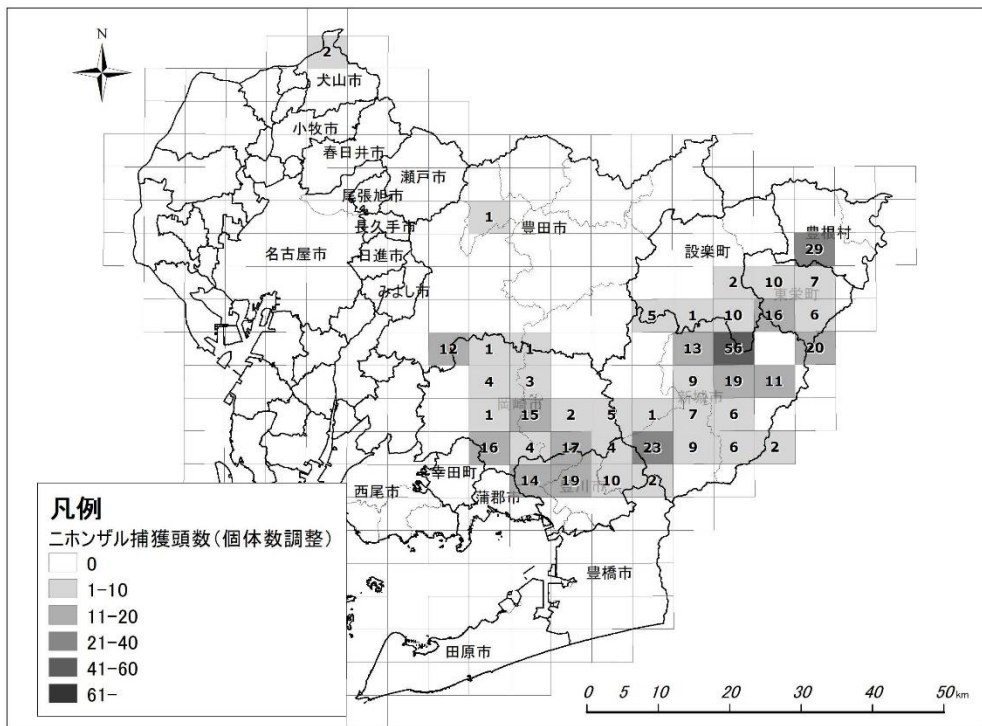


図 愛知県における捕獲分布図（R4 年度）

表 豊川市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
豊川市	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	28	31	35	9	7
		罟	34	20	32	40	23

令和5年度	群れの名称		A群	B群	C群	D群	E群	F群	G群	H群
	頭数		49	42	39	93	21	19	20	14
	加害レベル		3	3	3	3	3	3	2	2
	捕獲実績	メッシュコード	頭数	メッシュコードのエリアに該当する行動圏の群						
		D2222	2				○	○		
		D2227	17				○	○	○	
		D2277	6		○	○			○	
		D2322	11						○	○
		D2327	2							○
		D2372	1						○	○
		D2377	1							○
	捕獲アクション			部分捕獲	部分捕獲	部分捕獲	部分捕獲	選択捕獲	選択捕獲	選択捕獲

※群れ捕獲、部分捕獲、選択捕獲のいずれかを記載する。

群れ捕獲：加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実施しても、被害が低減しない群れに対して、群れ全体を取り除く管理手法

部分捕獲：増えすぎた群れの個体数を計画で設定した個体数まで減らす管理手法

選択捕獲：群れの存続を前提とし、人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す悪質個体を識別したうえで、選択的に捕獲する管理手法

イ 被害防除に係る対策

会計年度任用職員を雇用してサル対策の部隊（サル駆除隊）を結成し、平日日中の見回り、追い払い、駆除を実施している。また、市民向けに追い払い用の電動ガン等の貸し出しを行っている。また、発信機を使用したテレメトリー調査を実施し、群の分布や頭数を把握し、被害対策に活かしている。

表 豊川市における防除対策の実施状況

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
豊川市	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵(イノシ柵)	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵(イノシ・シ柵※)	実施	実施	実施	実施	実施
	複合柵 (防護柵＋電気柵)	—	—	—	—	—
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施
	追い払い・追上げ	実施	実施	実施	実施	実施
	その他(電動ガン、テレメトリー)	実施	実施	実施	実施	実施

ウ 生息環境管理に係る対策

表 豊川市における生息環境管理対策の実施状況

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
豊川市	藪の刈り払い	藪の刈り払い：各地域で自主的に実施。 未収穫農作物の回収：市広報誌や見回りにて啓発。 ※補助等は未実施。				
	未収穫農作物の回収					
	その他(内容)					

5 評価

表 豊川市における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策				
		銃	罠	防護ネット	防護柵(イシシ用)	防護柵(イシ・シ用)	複合柵(防護柵+電気柵)	電気柵
豊川市	増加傾向	◎	◎	○	△	△	—	◎

	被害防除対策		生息環境管理対策		
	追払い・追上げ	その他(電動ガン、テレメトリ)	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他(内容)
豊川市	◎	◎	◎	◎	—

※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) 群れ単位での管理

サルは群れ単位での管理を基本としているため、愛知県では市町村単位でのエリア区分は行っていない。豊川市においても、その考え方を踏まえ、最終的には群れ単位での管理を目標とする。現状では、群れの分布状況や加害レベルについて不明なことが多いため、群れの分布状況の把握や加害レベルを判定する根拠となる情報（集落への出没頻度、出没規模、被害の発生状況等）の収集に努めることとする。現時点では、現在発生している被害に対し、捕獲や防除対策等の対策を実施することで、農作物等への被害を防止する。

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
群れの加害レベルの減少	加害レベル（出没頻度、出没規模、人への反応、集落への加害状況、生活環境被害）
農業被害等の未然防止又は減少	農業被害額 市町村被害防止計画の達成状況
分布の拡大防止及び縮減	群れが分布する市町村数

豊川市においても、愛知県に準じた管理の目標を掲げるものとする。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、群れ単位での管理を基本としている。

(2) 捕獲計画（市町村単位）

表 豊川市における令和7年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		合計
	銃	罠	
豊川市	38	112	150

(3) 捕獲計画（群れ単位）

現時点では、豊川市における群れの加害レベルが不確かであることから、群れ単位での捕獲目標は設定しないこととする。

(4) 計画を達成するために実施する対策

鳥獣被害対策実施隊等による有害鳥獣捕獲等事業、捕獲に対する報奨金、狩猟免許取得者に対する補助等の対策を実施する。会計年度任用職員を雇用してサル対策の部隊（サル駆除隊）を結成し、平日日中の見回り、追い払い、駆除を実施する。また、市民向けに追い払い用の電動ガン等の貸し出しを行う。また、群の状況を把握するために発信器を利用したテレメトリー調査を実施し、群の頭数や活動範囲の把握に努める。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

表 豊川市における令和7年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策						
	防護ネット	防護柵 (イノシシ用)	防護柵 (イノシシ・ シカ用※)	複合柵 (防護柵+ 電気柵)	電気柵	追い払い・ 追上げ	その他 (電動ガン、 テレメトリー)
豊川市	実施	実施	実施	—	実施	実施	実施

(2) 計画を達成するために実施する対策

会計年度任用職員を雇用してサル対策の部隊（サル駆除隊）を結成し、平日日中の見回り、追い払い、駆除を実施している。また、市民向けに追い払い用の電動ガン等の貸し出しを行っている。また、群の分布や頭数を把握するため、発信機を使用したテレメトリー調査を実施している。

9 生息環境管理に関する事項

（１）実施計画

表 豊川市における令和7年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
豊川市	藪の刈り払い：各地域で自主的に実施。 未収穫農作物の回収：市広報誌や見回りにて啓発。 ※補助等は未実施。		

（２）計画を達成するために実施する対策

サル駆除隊（市雇用の会計年度任用職員）の日々の山裾地域巡視の際に、農家等に生息環境管理対策について啓発し、実施を促す。

10 その他の管理のために必要な事項

（１）実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

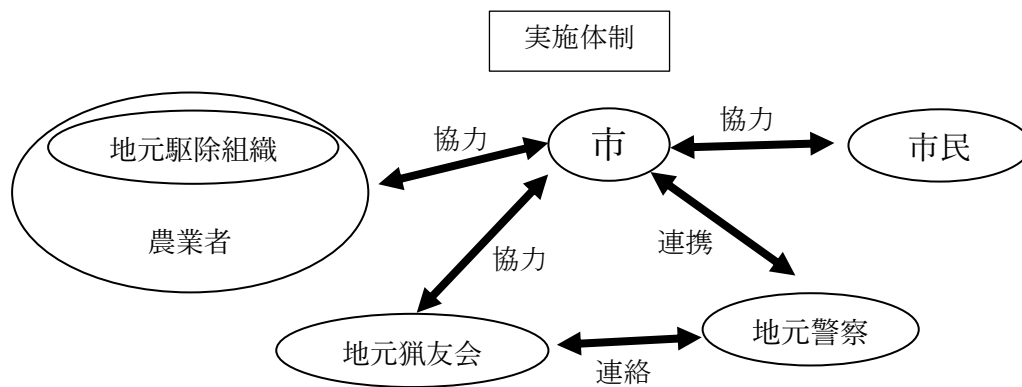
毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。



(2) 市街地出沒への対応

豊川市では、山間地から市街地への距離が近いエリアもあるため、市街地での出沒も頻繁に報告がある。

ア 出沒を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出沒を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出沒した時の対応

ハナレザル等の突発的な出沒には、出沒地点等の情報を収集し、必要に応じて周辺住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動ルートへの遮断も検討する。

市街地の環境や人に慣れた個体や群れが出沒する場合は、加害レベルに応じて、追い払いや追い上げ、又は捕獲による除去を検討する必要がある。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により周辺住民の安全を確保した上で実施する。サルについては、捕殺に限らず、場合によっては麻酔による捕獲を実施する。麻酔銃による捕獲の場合は、鳥獣保護管理法第38条の2の住居集合地等での麻酔銃猟の許可を、吹き矢による麻酔の場合は、鳥獣保護管理法第37条の危険猟法の許可を取得したうえで行う。

また、出沒に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出沒に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出沒が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

わなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村

は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

サル捕獲に関しては、ニホンジカ、イノシシを対象とした捕獲と比べて、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性は低いと考えられる。

ただし、大型捕獲檻を使用する場合、これらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラによる事前調査を実施するなど、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等への配慮を検討する。また、これらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、警察、狩猟者団体と連携した連絡、対応体制を整備に努める。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 感染症への対策

ニホンザルが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンザルの接触で注意すべき感染症として、ニホンザルの唾液・血液等の飛沫が人の目や口の粘膜に入ることによって感染する B ウイルスがある。

このため、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

ニホンザルの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。